八代市地球温暖化対策実行計画

平成１９年１２月

八　　代　　市

目　次

第１章　計画の基本的事項

１　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５　対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
６　対象物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２章　温室効果ガスの排出状況

１　温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
２　対象範囲ごとの温室効果ガスの排出量・・・・・・・・・・・・・・・・５

第３章　削減目標及び具体的な取組内容

１　温室効果ガスの削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（１）温室効果ガスの削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（２）分野別削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
２　具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（１）取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（２）主な取組項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（３）具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
①　全職員共通の具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
②　施設管理等での具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・１７
③　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

第４章　進行管理

１　推進及び点検・評価体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
２　実行計画の進捗状況の調査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
３　計画の進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

第１章　計画の基本的事項

１　計画策定の背景

現在、地球規模で拡大している環境問題のなかでも地球温暖化は、将来、人類の生存基盤を脅かす世界共通の喫緊の課題となっている。

この問題に対し、先進国の温室効果ガス排出量を平成20年から平成24年までの5年間で、平成2年レベルと比べて少なくとも5%削減することを約束した京都議定書が平成17年2月に発効したことを受け、各国で削減目標を達成するための具体的な取組が進められている。

日本においても、6%の温室効果ガス排出量の削減約束を達成するため、京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定）に基づき地球温暖化対策に資する取組が進められているところである。

一方、地方公共団体には、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第百十七号）」（以下、「温対法」という。）により、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための施策の実施と併せ、自らの事務事業においても温室効果ガス排出量の削減等を定めた地方公共団体実行計画（以下、「実行計画」という。）を策定することが義務付けられている。

本計画は、平成17年8月の新市発足に伴い、これまで旧市町村において取組んできた実行計画を見直し、今後市が率先した地球温暖化対策を実施していくうえでの具体的な措置をとりまとめたものである。

２　計画の目的

市は、地域における様々な施策や事業を行う行政としての役割のほか、事業者・消費者としての性格を併せ持っており、その事務事業が地域経済に与える影響は大きい。

本計画は、市がそのような状況を認識し、地球温暖化をはじめとした環境問題に配慮した行動を率先して実行することにより、自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスを削減するなど、環境に与える負荷低減を図ることを目的とする。なお、市のこのような取組が、市民及び事業者の自主的かつ積極的な地球温暖化対策に資する行動へと発展することを望むものである。

３　計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条第1項に規定された「地方公共団体の実行計画」であり、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの削減に直接又は間接的に寄与する取組について定めた計画である。

４　計画期間

平成18年度を基準年度とし、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする。

５　対象範囲

市が直接実施する事務事業の全てを対象とする。

ただし、対策を実施するに当たり、市が主体的に対策を取れる事務事業（Ⅰ）と市民生活等に関わりが大きい事業（Ⅱ）とに区分し、それぞれに削減目標を掲げ、取組むこととする。

なお、第 3 セクター、指定管理者制度の対象施設が実施する事務事業については、対象外とする。

市が直接実施する事務事業

Ⅰ市が主体的に対策を取れる事務事業

- 本庁、支所庁舎
- 小中養護学校、幼稚園、保育園、給食センター等の学校関係施設
- 公民館、図書館、博物館等の出先機関

＜職員の取組により温室効果ガスの削減が期待できるもの＞

Ⅱ　市民生活に関わりが大きい事業

- 廃棄物処理施設
- 上・下水道関係施設
- 排水機場　等

＜市民生活等により排出量が大きく左右されるもの＞

６　対象物質

温対法に規定されている 6 種類の温室効果ガス（表－1－1）のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン類を削減対象物質とする。

表－1－1　温室効果ガスの種類と特性

ガスの種類	産業・社会・生活活動に係る発生源
二酸化炭素（CO_2）	石油、石炭などの化石燃料の燃焼、電気の消費、廃棄物の焼却 等
メタン（CH_4）	下水等の処理、廃棄物の焼却･埋立処分、家畜の反芻、農業活動等
一酸化二窒素（N_2O）	下水等の処理、廃棄物の焼却、農業活動、笑気ガスの使用 等
ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ類（HFCs）	カーエアコンや冷蔵庫等の冷媒、スプレー製品の噴射剤等に使用
ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ類（PFCs）	半導体のエッチング等に使用
六ふっ化硫黄（SF_6）	変圧器の電気絶縁ガスに使用

第２章　温室効果ガスの排出状況

１　温室効果ガスの排出状況

基準年度である平成 18 年度に排出された温室効果ガスの総量（二酸化炭素換算）は、約 31,838 トン（注 1，2）である。

物質別では、表－2－1 のとおり、二酸化炭素が 30,854 トンと全体の 97%を占めている。

排出要因別にみると、表－2－2 のとおり、電気及び燃料の使用に伴う排出量（エネルギー起源の二酸化炭素排出量）が全体の 48%を占めている。また、非エネルギー起源の二酸化炭素排出量をみると、廃棄物処理に伴う排出（エネルギー使用は含まない）が全体の 51%を占めている。

施設別にみると、表－2－3 のとおり、廃棄物処理施設（清掃センター及び衛生処理センター）からの排出が過半数である。これは、電気、燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出に加え、廃プラスチック類等の一般廃棄物の焼却及びし尿の処理に伴い二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素が排出されているためである。

表－2－1　物質別の排出量及び構成比（CO_2 換算）

	排出量（kg）	構成比（%）
二酸化炭素	30,853,588	96.9
メタン	111,793	0.4
一酸化二窒素	858,841	2.7
ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ	13,737	0.0
計	31,837,959	100.0

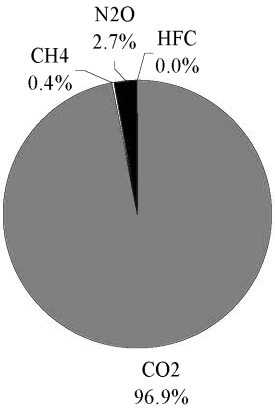

注 1：排出係数は、温対法施行令第 3 条（平成 18 年 3 月 24 日一部改正）を使用。

注 2：一般廃棄物のうち、廃プラスチック類の焼却に伴う温室効果ガスの排出量については、「実行計画策定マニュアル（平成 19 年 3 月、環境省地球環境局）」を参考に、清掃センターが平成 18 年度に実施した「ごみ質分析」における「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」の重量比を焼却ごみ中の廃プラスチック類比率として適用。

表－2－2　排出要因別の排出量及び構成比（CO_2換算）

	排出量（kg）	構成比（%）
廃棄物処理	16,140,050	50.7
電気	12,277,568	38.6
A 重油	1,769,417	5.6
軽油	348,636	1.1
灯油	332,724	1.0
下水処理	322,079	1.0
ガソリン	292,427	0.9
LPG	254,973	0.8
都市ガス	65,662	0.2
その他※	34,422	0.1
計	31,837,959	100.0

※自動車走行、カーエアコンの使用等に伴う排出

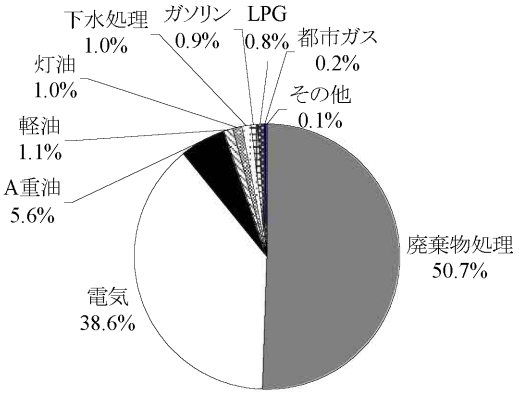

表－2－3　施設別排出量及び構成比（CO_2換算）

	排出量（kg）	構成比（%）
廃棄物処理施設	18,557,428	58.3
学校関係施設	4,397,864	13.8
上・下水道関係施設	3,043,793	9.6
出先機関	2,968,952	9.3
本庁・支所庁舎	2,055,550	6.5
その他※	814,373	2.6
計	31,837,959	100.0

※排水機場等からの排出

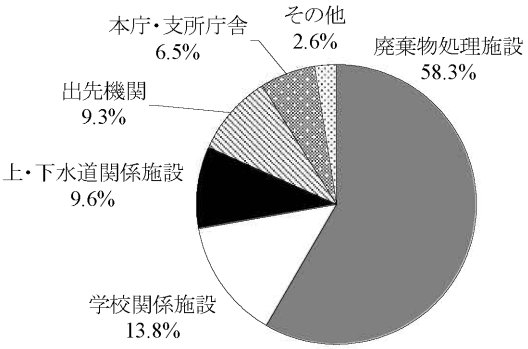

2　対象範囲ごとの温室効果ガスの排出量

市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出量を対象範囲ごとに区分すると表－2－4 のとおりである。

表－2－4　対象範囲ごとの排出量（CO_2換算）

	排出量（kg）
Ⅰ．市が主体的に対策を取れる事務事業	9,422,366
Ⅱ．市民生活に関わりが大きい事業	22,415,593

（１）市が主体的に対策を取れる事務事業に伴う排出量等

市が主体的に対策を取れる事務事業に伴って排出される温室効果ガスの総量は、9,422トンである。

施設別にみると、表－2－5 のとおり、学校関係施設が 47%を占めており、排出要因別にみると、表－2－6 のとおり、電気の使用による排出が全体の 77%を占めている。

施設ごとの排出要因を見ると、表－2－7 のとおり、いずれも電気の使用による排出が最も多い。その他の要因としては、本庁及び支所庁舎においては、ガソリン使用に伴う排出が 12%を占めている。学校関係施設及び出先機関では、A 重油使用に伴う排出が多くなっているが、これの主たる用途は空調又は給湯である。

表－2－5　施設別排出量及び構成比（CO_2 換算）

	排出量(kg)	構成比 (%)
学校関係施設	4,397,864	46.7
出先機関	2,968,952	31.5
本庁･支所庁舎	2,055,550	21.8
計	9,422,366	100.0

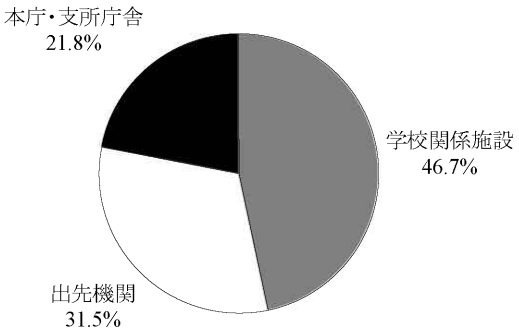

表－2－6　排出要因別の排出量及び構成比（CO_2 換算）

	排出量(kg)	構成比 (%)
電気	7,246,450	76.9
A 重油	1,056,071	11.2
灯油	330,675	3.5
ガソリン	286,929	3.0
LPG	254,094	2.7
軽油	148,460	1.6
都市ガス	65,662	0.7
その他※	34,024	0.4
計	9,422,366	100.0

※自動車走行、カーエアコンの使用等に伴う排出

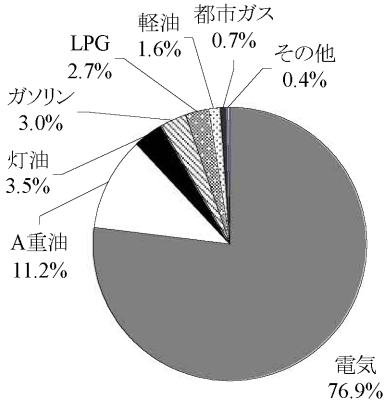

表－2－7　施設別要因別排出量

	学校関係施設		出先機関		本庁・支所庁舎	
	(kg- CO_2)	(%)	(kg- CO_2)	(%)	(kg- CO_2)	(%)
電気	3,130,421	71.2	2,463,007	83.1	1,653,021	80.4
ガソリン	9,702	0.2	29,796	1.0	247,431	12.0
灯油	138,629	3.2	131,373	4.4	60,674	3.0
軽油	111,730	2.5	3,083	0.1	33,647	1.6
A 重油	815,028	18.5	208,528	7.0	32,516	1.6
LPG	181,585	4.1	70,447	2.4	2,061	0.1
都市ガス	7,618	0.2	53,918	1.8	4,126	0.2
その他	3,149	0.1	8,800	0.1	22,075	1.1
計	4,397,864	100.0	2,968,952	100.0	2,055,550	100.0

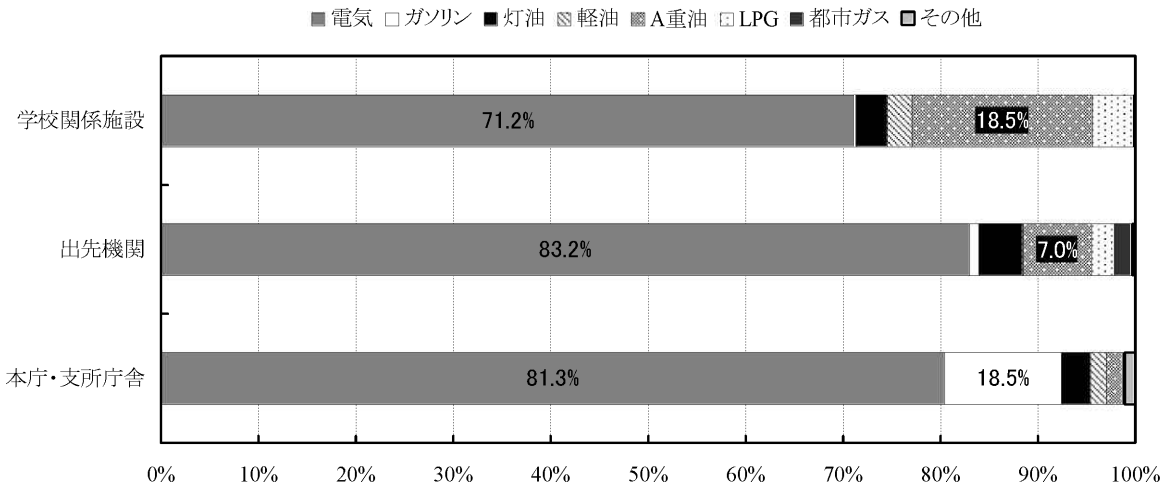

（２）市民生活等に関わりが大きい事業に伴う排出量等

市民生活等に関わりが大きい事業に伴って排出される温室効果ガスの総量は、22,416 トンである。

施設別にみると、表－2－8 のとおり、廃棄物処理施設が約 83%を占めている。排出要因別にみると、表－2－9 のとおり、廃棄物処理による排出（エネルギー使用は含まない）が全体の 72%を占めており、次いで電気の使用に伴う排出が 22%である。なお、施設ごとの排出要因は、表－2－10 のとおりである。

表－2－8　施設別排出量及び構成比（CO_2 換算）

	排出量(kg)	構成比 (%)
廃棄物処理施設	18,557,428	82.8
上･下水道関係施設	3,043,793	13.6
その他	814,373	3.6
計	22,415,593	100.0

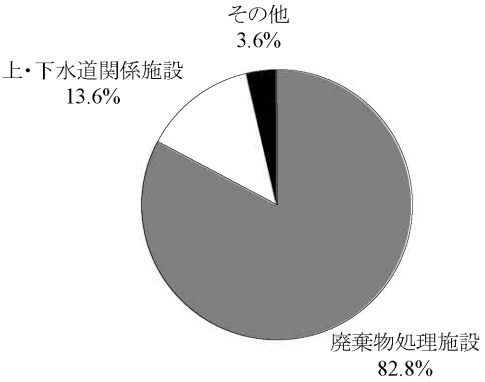

表－2－9　排出要因別の排出量及び構成比（CO_2 換算）

	排出量(kg)	構成比 (%)
廃棄物処理	16,140,050	72.0
電気	5,031,118	22.4
A 重油	713,345	3.2
下水処理	322,079	1.4
軽油	200,176	0.9
ガソリン	5,498	0.0
灯油	2,049	0.0
LPG	879	0.0
その他※	399	0.0
計	22,415,593	100.0

※自動車走行、カーエアコンの使用に伴う排出

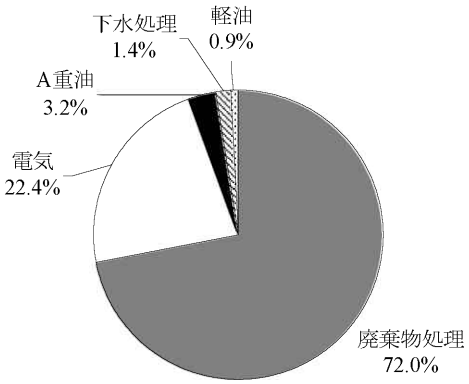

表－2－10　施設別要因別排出量

	廃棄物処理施設		上・下水道関係施設		その他	
	(kg- CO_2)	(%)	(kg- CO_2)	(%)	(kg- CO_2)	(%)
電気	2,063,392	11.1	2,701,016	88.7	266,710	32.8
ガソリン	3,796	0.0	1,702	0.1	0	0.0
灯油	2,049	0.0	0	0.0	0	0.0
軽油	200,176	1.1	0	0.0	0	0.0
A 重油	147,675	0.8	18,008	0.6	547,662	67.2
LPG	2	0.0	878	0.0	0	0.0
廃棄物処理	16,140,050	87.0	－	－	－	－
下水処理	－	－	322,079	10.6	－	－
その他	289	0.0	110	0.0	0	0.0
計	18,557,428	100.0	3,043,793	100.0	814,373	100.0

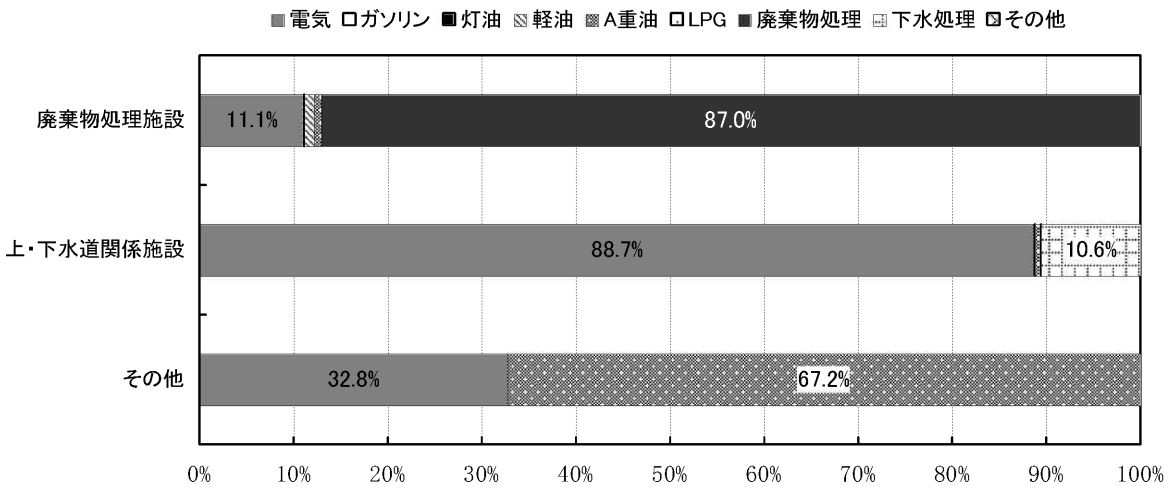

第３章　削減目標及び具体的な取組内容

１　削減目標

（１）温室効果ガスの削減目標

市が直接実施する事務事業により発生する温室効果ガスの排出量を、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間で、平成 18 年度の排出量に対し、下表のとおり削減する。

	H18 排出量	削減目標	削減量
Ⅰ．市が主体的に対策を取れる事務事業	9,422 ㌧	－6%以上	566 ㌧以上
Ⅱ．市民生活に関わりが大きい事業	22,416 ㌧	－5%以上	1,121 ㌧以上
（参考：Total）	（31,838 ㌧）	（－5.3%以上）	（1,686 ㌧以上）

（２）分野別削減目標

削減目標を達成するため、以下のとおり、温室効果ガスの削減に直接寄与する取組として、エネルギー種別ごとに削減目標を掲げ、「省エネルギーの推進」を図るとともに、間接的に地球温暖化対策に資する取組として、用紙、水の使用量など個別に削減目標を掲げ「省資源の推進」を図る。なお、市民の協力が不可欠な事業等により排出される温室効果ガスの削減については、廃棄物処理、特に一般廃棄物の焼却に伴う排出が大部分を占める状況を鑑み、八代市一般廃棄物処理基本計画（平成 19 年 6 月策定）に掲げられた取組を着実に推進することにより、その削減を図ることとする。

①省エネルギーの推進

電気、ガソリン、灯油、軽油、A 重油、LPG、都市ガスの使用量の削減目標は以下のとおりとする。

- 電気、ガソリン、軽油、A 重油の使用量を平成 18 年度比で 6%以上削減する。
- 灯油の使用量を平成 18 年度比で 10%以上削減する。
- LPG、都市ガスの使用量を平成 18 年度比で 3%以上削減する。

②省資源の推進

OA 用紙及び水の使用量の削減目標、廃棄処分する OA 用紙の資源化率は以下のとおりとする。

- OA 用紙使用量を平成 18 年度比で 5%以上削減する。
- 水の使用量を平成 18 年度比で 5%以上削減する。
- 廃棄処分する OA 用紙の資源化率を 100%とする。

表－3－1　平成 18 年度のエネルギー使用状況（活動量）と温室効果ガス排出量

項目			活動量	温室効果ｶﾞｽ排出量	ｶﾞｽの種類
電気使用量			22,121,745 kwh	12,277,568 kg-CO_2	CO_2
燃料使用量	ガソリン		125,956 ℓ	292,427 kg-CO_2	CO_2
	灯油		133,652 ℓ	332,724 kg-CO_2	CO_2
	軽油		133,106 ℓ	348,636 kg-CO_2	CO_2
	A 重油		653,010 ℓ	1,769,417 kg-CO_2	CO_2
	LPG		84,983 ℓ	254,973 kg-CO_2	CO_2
	都市ガス		31,573 ℓ	65,662 kg-CO_2	CO_2
自動車走行	ガソリン車	乗用車	486,038 km	4,472 kg-CO_2	CH_4、N_2O
		軽乗用車	96,540 km	679 kg-CO_2	CH_4、N_2O
		普通貨物	12,989 km	167 kg-CO_2	CH_4、N_2O
		小型貨物	332,494 km	2,785 kg-CO_2	CH_4、N_2O
		軽貨物	545,154 km	3,844 kg-CO_2	CH_4、N_2O
		特殊用途	12,248 km	142 kg-CO_2	CH_4、N_2O
		普通乗合	1,371 km	18 kg-CO_2	CH_4、N_2O
	ディーゼル車	乗用車	55,221 km	122 kg-CO_2	CH_4、N_2O
		軽乗用車	0	0	CH_4、N_2O
		普通貨物	87,001 km	405 kg-CO_2	CH_4、N_2O
		小型貨物	26,689 km	79 kg-CO_2	CH_4、N_2O
		軽貨物	4,111 km	12 kg-CO_2	CH_4、N_2O
		特殊用途	24,173 km	194 kg-CO_2	CH_4、N_2O
		普通乗合	119,976 km	1,568 kg-CO_2	CH_4、N_2O
自動車	カーエアコン		241 台	13,737 kg-CO_2	HFCs
医療	笑気ガス		20 kg	6,200 kg-CO_2	N_2O
廃棄物処理	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ焼却		5,756 ﾄﾝ	15,512,181 kg-CO_2	CO_2
	一般廃棄物焼却		34,099 ﾄﾝ	597,931 kg-CO_2	CH_4、N_2O
	し尿処理		22,567 ㎥	29,938 kg-CO_2	CH_4、N_2O
下水処理			4,730,895 ㎥	322,079 kg-CO_2	CH_4、N_2O
関連項目	OA 用紙使用量		25,793 千枚	－	－
	水（上水）使用量		529,356 ㎥	－	－

２　具体的な取組内容

（１）取組方針

本計画に掲げた目標を達成するため、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの削減に直接又は間接的に寄与する取組を全職員で積極的に実行することとする。

なお、市民サービスを主体としている機関についてはサービスの質の確保との両立を図りながら取組むこととする。

（２）主な取組項目

①全職員共通の取組

日常的又は計画的に全職員が率先して実践すべき事項。

②施設管理等での取組

特に施設管理又は建設部門において計画設計・施工段階又は管理の際に実践すべき事項。

③その他

家庭及び地域社会において地球温暖化対策に資する取組が広く浸透するよう実践すべき事項。

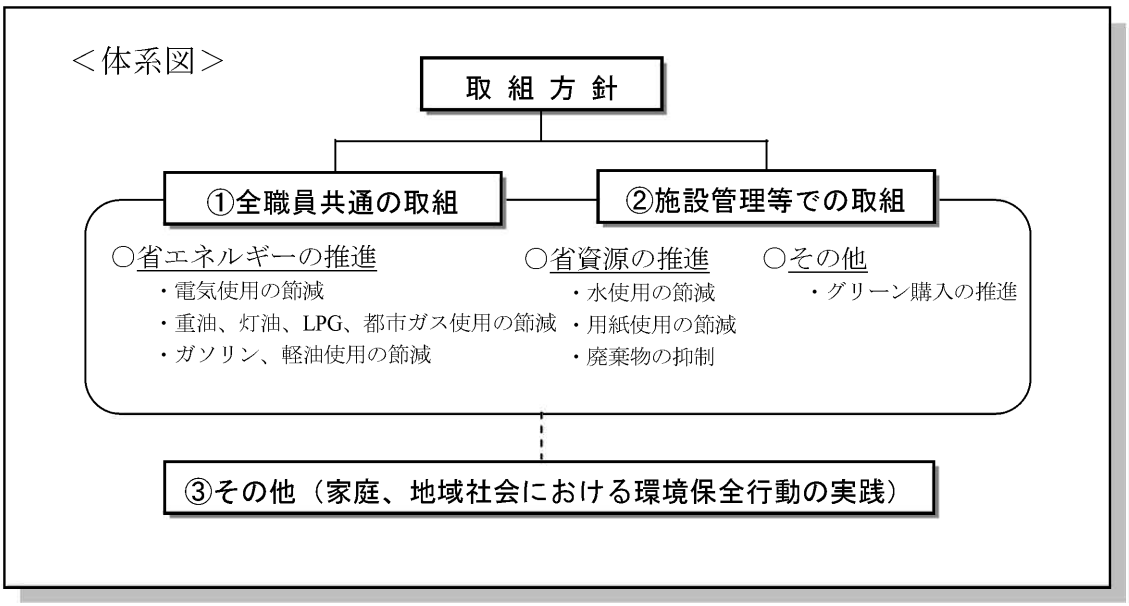

表－3－1　主な取組項目

<table>
<tr><th></th><th></th><th>①〔全職員共通の取組〕</th><th>②〔施設管理等での取組〕</th></tr>
<tr><td rowspan="3">ア〔省エネルギーの推進〕</td><td>電気使用の節減</td><td>・照明のこまめな消灯
・OA 機器等のこまめな節電
・エレベータの利用自粛
・冷暖房の効率的使用
・服装（ｸｰﾙ･ﾋﾞｽﾞ、ｳｫｰﾑ･ﾋﾞｽﾞ）
・水使用量の削減</td><td rowspan="2">・建築・改修・設備更新等の計画の際の取組
・使用量の把握
・空調設備の適切な管理
・照明機器の管理及び省ｴﾈ機器への転換
・備品等の見直し及び適切な管理
・エレベータの制御
・緑化促進</td></tr>
<tr><td>重油・灯油・LPG･都市ガス使用の節減</td><td>・冷暖房の効率的使用
・給湯・調理設備の適切な使用</td></tr>
<tr><td>ガソリン・軽油使用の節減</td><td>・エコドライブ等の推進
・自転車の利活用</td><td>・運行管理の徹底
・低燃費、低排出ガス車等の購入</td></tr>
<tr><td rowspan="3">イ〔省資源の推進〕</td><td>水使用の節減</td><td>・効率的な利用</td><td>・建築・改修・設備更新等の計画の際の取組
・節水の取組</td></tr>
<tr><td>用紙使用の節減</td><td>・電子媒体の活用
・会議資料等の減量化
・印刷方法の工夫等による削減</td><td>・コピー機器の管理</td></tr>
<tr><td>廃棄物の抑制</td><td>・減量化
・再利用
・資源化・リサイクル</td><td>・減量化・再利用・資源化・リサイクル
・バイオマスの利活用
・廃棄物の資源化量等の把握</td></tr>
<tr><td>ウ〔その他〕</td><td>グリーン購入の推進※</td><td>・環境物品等の使用</td><td>・環境物品等の合理的な購入</td></tr>
<tr><td colspan="4">③その他</td></tr>
<tr><td colspan="4">・家庭、地域社会における環境保全行動の実践</td></tr>
</table>

※「グリーン購入の推進」に当たっては、「八代市グリーン購入基本方針」に基づき取組む。

（３）具体的な取組

①全職員共通の具体的な取組内容

ア 省エネルギーの推進

（ア）電気使用の節減

取組項目	内容
ａ．照明のこまめな消灯	(a) 執務室の昼休み時間の一斉消灯
	(b) 執務室の勤務時間外の一斉消灯。以後、必要な箇所のみ点灯
	(c) 会議室、トイレ等の照明は使用時のみ点灯
	(d) 執務室の不必要な照明の減灯及び点灯時間の短縮
	(e) 計画的な業務執行による時間外勤務の短縮に伴う照明の点灯時間の短縮
	(f) 照明器具のこまめな清掃
ｂ．OA 機器等のこまめな節電	(a) OA 機器は省エネモードに設定
	(b) 未使用時や昼休み時間は、業務に不必要な OA 機器を、電源オフ若しくはスタンバイ状態や節電モードにする
	(c) 退庁時は、原則、全ての電源ケーブルをコンセントから抜く
	(d) 電気ポット・冷蔵庫の電化製品の使用自粛及び台数削減
ｃ．エレベータの利用自粛	(a) 上下 3 階程度はエレベータの利用を控え、階段を利用
ｄ．冷暖房の効率的使用	(a) 冷房の効率化を図るため、ブラインドやカーテンを活用
	(b) 空調補助機器（扇風機、ストーブ）の適正使用
	(c) 庁舎外で開催する会議等で冷暖房が必要な場合は、省エネ室温（冷房 28℃、暖房 19℃）設定とそれに対応した服装での出席を事前に通知
ｅ．服装	(a) 省エネ室温に対応した服装（ｸｰﾙ･ﾋﾞｽﾞ、ｳｫｰﾑ･ﾋﾞｽﾞ）の実施
ｆ．水使用量の削減	(a) 15 頁に記載の「水使用の節減」を実施（汲み上げ等に係る電気使用量の削減に寄与）

（イ）重油・灯油・LPG・都市ガス使用の節減

取組項目	内容
ａ．冷暖房の効率的使用	(a) 冷房の効率化を図るため、ブラインドやカーテンを活用（再掲）
	(b) 庁舎外で開催する会議等で冷暖房が必要な場合は、省エネ室温設定（冷房 28℃、暖房 19℃を目安）とそれに対応した服装での出席を事前に通知（再掲）
ｂ．給湯・調理設備の適切な使用	(a) 元栓の適正な管理
	(b) 給湯・調理設備使用時の炎のこまめな調整

（ウ）ガソリン・軽油使用の節減

取組項目	内容
a．エコドライブ等の推進	(a) 経済速度（一般道路 40km/h、高速道路 80km/h 程度）による走行を心がけ、安全な定速走行を実施
	(b) 急発進・急加速や無用なアイドリング、空ぶかしをしない
	(c) タイヤの空気圧等、定期的な点検・整備を実施
	(d) 不要な荷物を積まない
	(e) エアコンの使用を控える
	(f) 合理的な走行ルートの選択等、効率的な運転を実施
	(g) 低燃費車や低排出ガス車の優先的な使用
	(h) 燃料の使用量及び走行距離の把握
b．自転車の利活用	(a) 近距離移動の際は自転車を使用

イ 省資源の推進

（ア）水使用の節減

取組項目	内容
a．効率的な利用	(a) 食器洗浄や歯みがき時等は、水を流しっぱなしにしない等、日常的な節水の励行
	(b) トイレの二度流しはしない
	(c) 洗車時は、バケツを使用するなど洗車方法の改善や回数の削減
	(d) 植木等への散水は、効率的、計画的に実施

（イ）用紙使用の節減

取組項目	内容
a．電子媒体の活用	(a) グループウェア、庁内 LAN の活用によるペーパーレス化
	(b) データの電子保存
	(c) 電子メールの有効利用
	(d) FAX の送信票の省略
b．会議資料等の減量化	(a) ポイントを押さえた簡潔明瞭な文書・資料の作成によるページ数の減量化
	(b) 会議状況に応じて、パワーポイント等を活用
	(c) コピー、印刷部数を必要最小限にする
	(d) 事前配布資料は、原則再配布を自粛
	(e) 会議等では、原則封筒配布を自粛

取組項目	内容
b．会議資料等の減量化	(f) 庁内の照会・依頼文に対する回答等は、簡易なものや該当しないものは電話又はメールによる
c．印刷方法の工夫等による削減	(a) 両面コピー、両面印刷を徹底し、ミスコピーを低減
	(b) 複数ページレイアウトの活用
	(c) 片面使用済み用紙の裏紙使用の徹底
	(d) 使用済みカレンダーやポスター等は、名刺やメモ用紙に使用
	(e) 庁内や出先機関への文書の発送には、封筒を使用しない。使用する場合は、使用済み封筒を再利用
	(f) 使用済み封筒、ファイル、付箋紙等の再利用

（ウ）廃棄物の抑制

取組項目	内容
a．減量化	(a) 不必要な資料、チラシ等の受け取り自粛
	(b) 個人用ごみ箱の撤廃
	(c) 適切な在庫管理・調整による物品の計画的な購入
	(d) 使い捨て商品の購入・使用自粛
	(e) 物品等の長期使用
	(f) 私用ごみは、持ち込まず、また発生した際は持ち帰る
	(g) シュレッダーは、原則、使用しない
b．再利用	(a) ファイルの繰り返し利用の促進
	(b) 事務用品、備品等の故障、不具合の際には修理
c．資源化・リサイクル	(a) 資源物分別の徹底
	(b) 個人情報掲載の OA 用紙等は、日本製紙㈱八代工場への直接搬入の機会に排出

ウ その他

取組項目	内容
a．グリーン購入の推進※	(a) 事務用品等は、省エネ製品・詰め替え可能製品等環境配慮物品（エコマーク付き製品等）を優先的に購入・使用

※「グリーン購入の推進」に当たっては、「八代市グリーン購入基本方針」に基づき取組む。

②施設管理等での具体的な取組内容

ア 省エネルギーの推進

（ア）電気使用及び灯油・重油・LPG・都市ガス使用の節減

取組項目	内容
ａ．建築・改修・設備更新等の計画の際の取組	(a) 庁舎等の省エネ診断の実施、ESCO 事業導入の検討
	(b) 太陽光発電等、自然エネルギー設備の導入
	(c) 空調、燃焼設備の改修等は、環境負荷の少ない設備の導入
	(d) 個々に点消灯できる装置の設置
	(e) インバーター式蛍光灯等、省エネ型の照明機器の導入
	(f) 階段、事務室、トイレ等への自然光の取り入れ
	(g) 断熱性向上のため、外気の流入・遮断が可能な建具の採用、ひさし、窓ガラス等の開口部の構造の整備
	(h) 敷地内の緑化、屋上緑化及び壁面（窓際）緑化
ｂ．使用量の把握	(a) 使用量の把握
	(b) 個別メータの設置
ｃ．空調設備の適切な管理	(a) 冷暖房の省エネ温度管理（冷房 28℃、暖房 19 度を目安）及び運転時間（9:00～17:00）の厳守
	(b) 燃料転換が可能な場合は、環境負荷の少ない燃料への転換
	(c) 空調機器、ボイラー等の定期的な整備・点検及び適正な運転管理
	(d) 空調機の吹き出し口の障害物の撤去、清掃等、定期的な点検
ｄ．照明機器の管理及び省エネ機器への転換	(a) インバーター式蛍光灯等、省エネ型の照明機器の導入（再掲）
	(b) 個々に点消灯できる装置の設置（再掲）
	(c) 照明器具の清掃や蛍光灯の適正な時期での交換
	(d) 支障のない限り、廊下、窓際、ロビー等における減灯及び点灯時間の短縮
	(e) 必要な明るさに応じて蛍光灯本数の間引き
ｅ．備品等の見直し及び適切な管理	(a) テレビ、冷蔵庫、電気ポット、扇風機等の利用実態調査
	(b) OA 機器は省エネ型への変更や台数の削減、適正配置
ｆ．エレベータの制御	(a) 昼休み時間におけるエレベータの間引き運転
	(b) 利用実態に応じたエレベータ運転台数の抑制
ｇ．緑化促進	(a) 敷地内の緑地の適正な維持管理
	(b) 敷地内の緑化、周辺緑化、屋上緑化及び壁面緑化（再掲）

（イ）ガソリン・軽油使用の節減

取組項目	内容
ａ．運行管理の徹底	(a) 走行距離、燃料使用量の実態把握及び改善
	(b) 公用車の集中管理等による効率的な使用
ｂ．低燃費、低排出ガス車等の導入	(a) 低燃費車や低排出ガス車又はクリーンエネルギー自動車の導入
	(b) バイオディーゼル燃料車の増台

イ 省資源の推進

（ア）水使用の節減

取組項目	内容
ａ．建築・改修・設備更新等の計画の際の取組	(a) 節水設備（感知式洗浄弁、自動水洗等）、雨水利用システムの導入
	(b) 透水性舗装、保水性舗装、雨水浸透枡等の設置
ｂ．節水の取組	(a) 節水コマなどの節水機器の導入
	(b) 水漏れ等の定期点検
	(c) 水洗トイレにおける適切な流水量の設定、流水音装置の設置
	(d) 水栓での水道圧の低め設定
	(e) 水使用量の把握及び設備の管理

（イ）用紙使用の節減

取組項目	内容
ａ．コピー機器の管理等	(a) コピー機やプリンター等の集中管理の徹底、台数の見直し
	(b) 用紙使用量の把握・管理

（ウ）廃棄物の抑制

取組項目	内容
ａ．減量化	(a) 適切な在庫管理・調整による物品の計画的な購入（再掲）
ｂ．再利用	(a) 不用備品等の登録制度の創設及び再利用
	(b) 事務用品、備品等の故障、不具合の際には修理（再掲）
ｃ．資源化	(a) 資源物分別の徹底
ｄ．バイオマスの利活用	(a) 食べ残し、茶殻などの生ごみの堆肥化
	(b) 樹木の剪定枝や落ち葉、草等のコンポスト化
ｅ．発生量・資源化量の把握	(a) 廃棄物の処理及び資源化量の把握・管理
	(b) 廃棄物の分別・保管施設の管理

ウ その他

取組項目	内容
a．グリーン購入の推進※	(a) 購入量の抑制を踏まえた合理的な環境物品の購入
	(b) OA 機器等のリース更新の際は、省エネルギー型製品を導入
	(c) 低燃費車や低排出ガス車又はクリーンエネルギー自動車の導入（再掲）
	(d) 建設施工の際の取組（再生資材の利用等）

※「グリーン購入の推進」に当たっては、「八代市グリーン購入基本方針」に基づき取組む。

③その他

取組項目	内容
家庭・地域社会における環境保全行動の実践	□ノーマイカーデーへの積極的な参加（自動車通勤を自粛し、公共交通機関、自転車及び徒歩による通勤を励行）
	□「チーム・マイナス 6%」、「くまもとエコファミリー」等への参加
	□家庭での省エネルギー・省資源の取組促進
	□清掃活動等の環境保全ボランティア活動への積極的な参加

〈参考〉

みんなで止めよう温暖化
チーム・マイナス6% www.team-6.jp

国が推進している地球温暖化対策国民運動「チーム・マイナス 6%」では、二酸化炭素削減のために、具体的な 6 つのアクションが提案されています。チーム全員の日々のちょっとした気遣いが積み重なれば大きな削減につながり、確実に大きな削減効果が期待できます。そのための第一歩は、まず私たちができることを行動に移すことです。

以下の具体的な 6 つのアクションについて、家庭でも取組んでみてください。

①温度調節で減らそう（冷房の設定温度は 28℃、暖房時の室温は 20℃にしよう）
②水道の使い方で減らそう（蛇口はこまめにしめよう）
③自動車の使い方で減らそう（エコドライブをしよう）
④商品の選び方で減らそう（エコ製品を選んで買おう）
⑤買い物とごみで減らそう（過剰包装を断ろう）
⑥電気の使い方で減らそう（コンセントからこまめに抜こう）

詳しくは、「チーム・マイナス 6%」ホームページ http://www.team-6.jp/をご覧下さい。

第４章　進行管理

１　推進及び点検・評価体制

本計画は、次の推進及び点検・評価体制により進行管理を行うこととする。

（１）八代市地球温暖化対策推進本部

八代市地球温暖化対策推進本部は、実行計画の策定及び取組結果、その他地球温暖化対策の推進に関する事項について審議し、実行組織等へ指示を行う。

（２）八代市地球温暖化対策庁内検討専門部会

八代市地球温暖化対策庁内検討専門部会は、実行計画の取組状況、その他地球温暖化対策の推進に関する事項等を点検・評価し、その結果を本部へ報告する。

（３）環境活動マネージャー

環境活動マネージャーは、各課かい長をもって充て、課かい内における実行計画の周知及び取組の督励を行い、取組状況を管理するとともに、毎年度、取組状況等の結果を事務局（環境課）へ報告する。

〔具体的な役割〕
- ✓ 実行計画の周知及び取組の督励
- ✓ 日常的な取組状況の点検・評価
- ✓ 取組状況の管理及び結果の報告
- ✓ 課かいの重点取組目標の設定

また、各課かいにおいては、更なる自主的な取組を推進するため省エネルギー・省資源等に関する意見や提案を所属職員から募集し、重点取組目標を設定し、実践するなど、工夫しながら取組む。

（４）全職員

環境活動マネージャー指導のもと、「第 3 章 2 具体的な取組内容」に記載された取組を積極的に実践する。

（５）事務局

事務局は、後述する進行管理、進捗状況の調査及び結果の集計・解析を行うとともに、本計画の周知徹底及び取組の推進を図るため、会議や研修会を必要に応じて開催するほか、環境保全に関する情報提供等により、取組に対するサポートを行う。

推進及び点検・評価体制

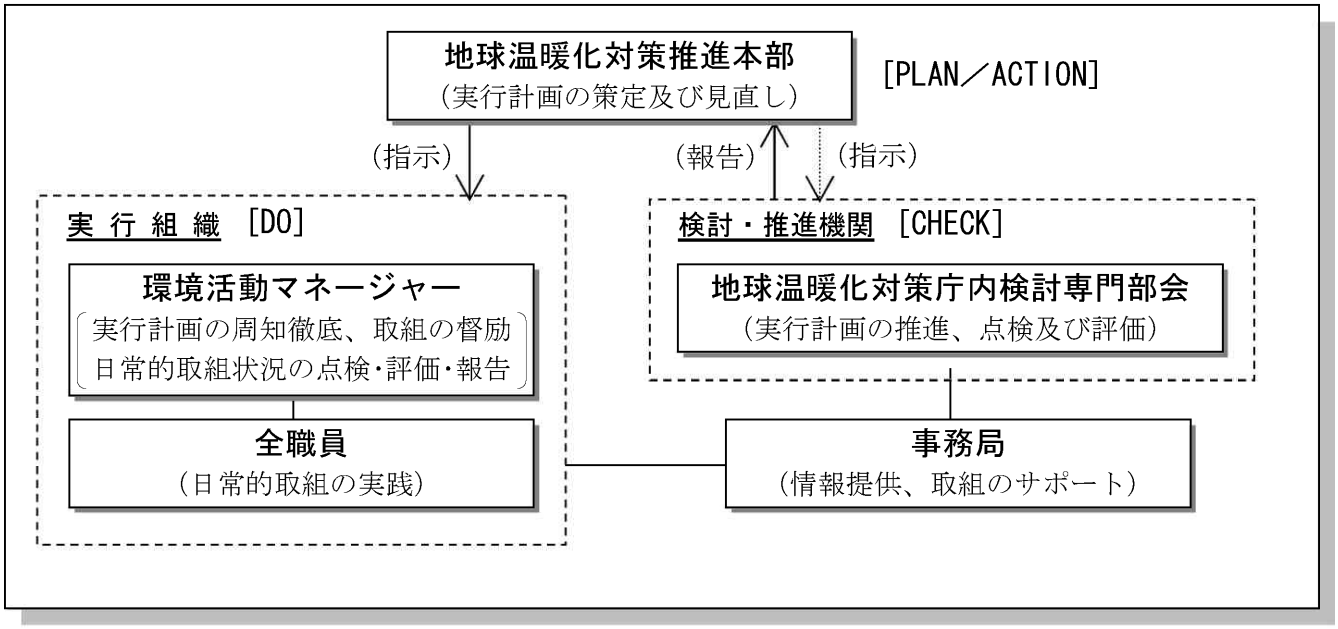

2　実行計画の進行管理及び進捗状況の調査

本計画は、環境マネジメントシステムの考え方である Plan（計画）－Do（実行）－Check（点検）－Action（見直し）の PDCA サイクルを導入し、確実で継続的な運用、取組の徹底を図ることとする。

また、毎年度、取組状況や温室効果ガスの総排出量等を把握するための「実行計画取組状況調査」（6 月目途）を全庁的に実施し、環境活動マネージャーから報告された当該年度の結果を集計・解析する。

なお、使用量等が前年度と比べ大幅に増加した課かい等に対しては、個別にその要因について報告を求めることとする。

3　計画の進捗状況の公表

実行計画の進捗状況及び点検・評価結果については、毎年度、環境報告書等により公表する。